

## 第 27 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 5 月 24 日 (木)
2. 招集日時 午後 1 時 30 分 開議
3. 招集場所 役場 2 階会議室
4. 出席委員 農業委員：  
会長 (12 番) 西舘 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫  
2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、 4 番 福田 光雄、  
5 番 山田 一夫、 6 番 苅谷 雅行、 7 番 畑林 悦男  
9 番 本田 健耕、 10 番 泉山 和彦  
農地利用最適化推進委員：  
2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、  
5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸
5. 欠席委員 農業委員：  
1 番 古里 典子、 8 番 鶴飼 榮一  
農地利用最適化推進委員：  
1 番 古舘 久
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬設男、 主任 紫葉優樹、  
主事補 永井重徳

議 長 (西舘会長)

それではただ今より、第 27 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。  
( 開会 午後 1 時 30 分 )

議 長 本日の出席農業委員は、10 名で在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席となっております。なお、古里委員、鶴飼委員、古舘委員からは、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 　ご異議がないので 7 番 畑林悦男委員、9 番 本田健耕委員のお二方に  
お願いいたします。

　日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思  
いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

　それでは、議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 4 条の規  
定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 　（別紙議案書により朗読、説明）

　番号 1 の農地については、農振農用地外で周囲を山林に囲まれており、  
小集団で生産力の低いその他第 2 種農地と判断されます。今回、カラ松を  
植林し山林として利用するため申請があったものでございます。代替地が  
無いこと、事業計画、資金計画から事業達成が確実と見込まれるため、許  
可相当と判断されます。また、こちらの案件は 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件とな  
りますので、今後常設審議会において審議したうえで県知事へ進達する  
という流れになります。

議 長 　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、清藤委員と  
私が依頼されております。ご報告をお願いします。

清藤委員 　報告します。場所は〇〇地区内〇〇です。〇〇〇から〇〇の町道を〇〇  
〇〇〇に向かい、〇〇〇〇〇より 800m 程手前をさらに左に 300m 程、山  
道を入ったところに位置します。東西南北を山林に囲まれている所です。  
山深い所と感ずる場所であり、申請者の先代が草地として利用しており畜  
産業廃業後、地区内の酪農家に貸しておりましたが、雨が降ると耕作道  
を通行できなくなることもあり、さらに作付したデントコーンが熊の被害に  
遭うこともあったため、相談を受けておりましたが、借り手が見つからな  
い状況でした。今回申請があり、以上のことから許可相当であると思われ  
ます。

議 長 　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号 1 について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　ご異議がないので、議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請  
に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたしま

す。

日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局

(別紙議案書により朗読、説明)

番号1の農地については、農振農用地外で南北に連坦している10ha以上の一団の農地の一部に該当するというので、第1種農地と判断されます。定年を迎え、実家の近くに一般個人住宅の建築及び車庫の整備をするため所有権を移転しての転用申請があったものです。第1種農地については、原則、転用許可ができないのですが、集落接続ということで例外規定が適用され、また、事業計画、資金計画から事業達成が確実と見込まれるため、許可相当と判断されます。なお、第1種農地であるため、常設審議会への諮問案件となります。

番号2については、農振農用地外の農地であり、小集団で生産力の低いその他の第2種農地に該当いたします。賃貸借権の設定し、資材置き場として利用するためということで申請があったものです。賃借料は年額1万円となっております。既存の施設の周辺で代替地が無いこと、添付書類、事業計画、資金計画から事業達成が確実と見込まれるため、許可相当と判断されます。

それぞれの申請地の位置図は資料に掲載してございます。

議長

ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1は、清藤委員と私が、番号2は、木村委員と中里委員に依頼しておりますので、それぞれご報告願います。

清藤委員

番号1について報告いたします。場所は〇〇地区、〇〇集落です。〇〇公民館より200m程北側、町道から川を挟んだところに位置しています。北側は宅地・田、東側は公衆用道路、南側は河川、西側は田となっております。譲受人は、現在、〇〇〇に在住しておりますが、定年を機に地元に戻る計画であります。近くに宅地がございますが、昨年8月の台風により水没したため、今回申請したものとのことでした。北側の田は譲渡人の農地であります。転用面積も必要最小限であると考えられるため、許可相当であると思われま

木村委員

番号2について報告いたします。場所は〇〇地区内、国道340号を〇〇〇〇の交差部分より〇〇方面へ200m程の道路沿いにあります。北側が国道、東、西、南側が畑となっております。借受人の資材置場の真向かいに位置します。建設資材置場として利用するとのことで、分筆しての申請で面積も10アール程で必要最小限となっており、奥に残る畑への道路も確保する計画であり、周辺の農地への影響もないと思われま

申請は許可相当であると考えます。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号2について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

　　日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　（別紙議案書により朗読、説明）

　　番号1については、利用目的が畑で、10年間の賃貸借による新規設定となります。賃借料は年額2万円となっております。

　　番号2については、利用目的が田で、10年間の使用貸借による新規設定となります。

　　番号3については、利用目的が田で、10年間の賃貸借による新規設定となります。賃借料は年額13.6万円となっております。

　　番号4については、利用目的が田で、10年間の賃貸借による新規設定となります。賃借料は年額1.3万円となっております。

　　いずれの案件も、農地中間管理事業を活用する予定でございます。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号2について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号3について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 番号4について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画案に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

番号1については、利用目的が畑で10年間の賃貸借の設定となります。賃借料が年額2万円で、配分理由は優先順位検討結果ということでございます。

番号2については、利用目的が田で、10年間の使用賃貸借の設定で、配分理由は優先順位の検討の結果ということでございます。

番号3については、利用目的が田で、10年間の賃貸借の設定となります。賃借料が年額14.9万円で、配分理由は優先順位検討の結果ということでございます。

いずれも、先ほどの議案第3号で審議いただいた農地について、それぞれ3名の担い手へ利用権の設定をするという内容でございます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号3について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第4号、農用地利用配分計画案については、原案のとおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

日程第7、議案第5号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

番号1の農地については、平成5年頃より休耕し、その後自然にカラ松・雑木等が繁殖して、現在山林の状況となっていたためということで、適用法令等に関し不知だったため申請があったものです。

申請地の位置図は資料に掲載してございます。〇〇〇〇〇から北東側に1.3km程のところに位置しており、町道沿いにある農地でございます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、木村委員と私が依頼されておりますので、ご報告願います。

木村委員 報告いたします。場所は〇〇地区内、〇〇〇〇〇より北東へ直線で1km程のところに位置しております。町道〇〇〇〇線より〇〇〇へ抜ける町道〇〇〇線から50m程入ったところであり、周りは全て山林となっております。現状は樹齢25年位の雑木、カラ松林となっております。農地以外になってから長年月経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であり、また、周りは全て山林となっておりますので、農地への影響はなく、許可相当であると思われま

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、農地等の現状変更届について、事務局より報告いたします。

事務局 (別紙資料により報告)

議長 報告のとおりです。ご質問等ございますか。

( 「なし」との声あり )

議長 ここで休憩にします。

事務局より報告・協議事項がありますので、よろしく願いいたします。

( 午後2時13分 休憩 )

~~~~~

( 午後2時40分 再開 )

議 長 再開します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、第27回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 閉会 午後2時40分 )